

厚生労働省
千葉労働局発表
平成30年6月12日

【照会先】千葉労働局職業安定部
職業安定課長 小出明弘
職業安定課長補佐 日暮江律子
地方職業指導官 府馬憲和
電話 043-221-4081

報道関係者各位

ユースエール認定企業を認定しました！

～若者の採用・育成に積極的な優良中小企業を厚生労働大臣が認定～

千葉労働局（局長 塚本勝利）では、「青少年の雇用の促進等に関する法律」（以下「若者雇用促進法」という。）に基づき、下記の企業に対しユースエール認定しました。

ユースエール認定制度は、平成27年10月1日施行の若者雇用促進法によって創設された、若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況などが優良な中小企業が、都道府県労働局への申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定を受けた企業は、認定マークを広告、商品、求人広告などに使用でき、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。また、都道府県労働局やハローワークによる重点的なマッチング支援、助成金の加算措置などを受けることができます。

【認定企業概要】

有限会社センターキュア（館山市）

※平成30年3月29日付け認定

業種：老人福祉・介護事業

常時雇用労働者数：13人



【認定マークの解説】

若葉の形は、若者がやる気に満ちあふれ、腕をふるう姿を、赤い丸はその活力を意味し、若い力で日本の活力を上昇させていくイメージを表現しました。

【愛称（ユースエール）の解説】

若者（youth）を応援する（yell）をおくる）事業主というイメージを表現しました。

【認定通知書交付式について】

日 時：平成30年6月22日（金）14時00分から

場 所：千葉労働局 局長室

（千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第二地方合同庁舎 2階）

※取材、撮影可。下記2により事前連絡をお願いします。

1 認定通知書交付式の内容

- （1） ユースエール認定企業 認定通知書の交付
- （2） 記念撮影
- （3） 千葉労働局長との懇談会

2 取材連絡について

認定通知書交付式の取材は、別添「取材連絡票」を千葉労働局までFAX送付により、事前連絡をお願いいたします。（事前連絡がなくとも当日の取材は可能です）

認定企業一覧

(平成30年5月31日現在、認定基準に適合し、認定を受けている企業です。)

	企業名	業種	常時雇用労働者数 (申請時)
1	アシザワ・ファインテック株式会社 (習志野市)	製造業	121人
2	株式会社イーエスケイ (木更津市)	情報サービス業	65人
3	株式会社ヌーヴェルゴルフ倶楽部 (大網白里市)	ゴルフ場	58人
4	株式会社こどもの木 (浦安市)	児童福祉施設 (保育園)	22人
5	社会福祉法人康和会 (船橋市)	介護事業	93人
6	アイリープロダクト株式会社 (習志野市)	イベント運営事業	15人
7	我孫子つくし野病院 (我孫子市)	医療業	70人
8	社会福祉法人下総会 (成田市)	介護事業	88人
9	よみうりスポーツ株式会社 (市原市)	ゴルフ場	56人
10	社会福祉法人 光福祉会 ひかり保育園 (旭市)	児童福祉施設 (保育園)	16人
11	マツモトファインケミカル株式会社 (市川市)	製造業	35人
12	社会福祉法人悠久会 (八千代市)	介護事業	124人
13	社会福祉法人泉寿会 (千葉市)	介護事業	252人
14	システムスリーテン株式会社 (我孫子市)	ソフトウェア開発業	38人
15	医療法人社団幸葉会 (千葉市)	診療所・介護業	83人
16	有限会社センターキュア (館山市)	老人福祉・介護事業	13人

<認定基準>

以下 12 項目の認定基準を全て満たす中小企業（常時雇用する労働者が 300 人以下の事業主）であれば、認定企業となることができます。

1	学卒求人※ ¹ など、若者対象の正社員※ ² の求人申込みまたは募集を行っていること	
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	
3	右の要件をすべて満たしていること	<ul style="list-style-type: none"> ・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること ・直近 3 事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※³ ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が 1 人もいないこと ・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上※⁴ ・直近 3 事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が 1 人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※⁵
4	右の青少年雇用情報について公表していること	<ul style="list-style-type: none"> ・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数 ・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容 ・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去 3 年間に認定企業の取消を受けていないこと	
6	過去 3 年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※ ⁶	
7	過去 3 年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと	
8	過去 1 年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※ ⁷	
9	暴力団関係事業主でないこと	
10	風俗営業等関係事業主でないこと	
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと	
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	

※1 少なくとも卒業後 3 年以内の既卒者が応募可能であることが必要です。

※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者及び他社の事業所で請負業務に従事するものは除きます。

※3 直近 3 事業年度の採用者数が 3 人または 4 人の場合は、離職者数が 1 人以下であれば、可とします。

※4 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という 3 つの条件を満たす休暇について、労働者 1 人あたり 5 日を上限として加算することができます。

※5 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また「くるみん認定」(子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業)を取得している企業については、くるみんの認定を受けた年度を含む 3 年度間はこの要件を不問とします。

※6 3, 4 の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から 3 年以内であっても再申請が可能です。

※7 離職理由に虚偽があることが判明した場合（実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど）は取り消します。